

【自衛隊法（抜粋）】

（昭和二十九年六月九日）

（法律第百六十五号）

（都道府県等が処理する事務）

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

【自衛隊法施行令（抜粋）】

（昭和二十九年六月三十日）

（政令第百七十九号）

（報告又は資料の提出）

第二百十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。